

## 第6回 岐阜県震災対策検証委員会 原子力分科会 専門部会 議事録

### ◆ 日 時

平成24年10月22日 13:56～16:15

### ◆ 場 所

岐阜県防災交流センター2F研修室

### ◆ 出席者

#### <委員>

足立 尚司 岐阜県消防長会会長・岐阜市消防本部消防長

井口 哲夫 名古屋大学大学院教授（座長）

岡田 忠敏 J A岐阜中央会会長

小川 敏 大垣市長

宗宮 孝生 揖斐川町長

安田 孝志 愛知工科大学学長

山澤 弘実 名古屋大学大学院教授

#### <岐阜県（事務局）>

淵上 俊則 副知事

若宮 克行 危機管理統括監

福井 康博 危機管理副統括監

大脇 哲也 原子力防災室長 他

## ○大脇原子力防災室長

定刻より少し早い時間でございますけれども、全員お揃いになりましたので、只今より平成24年度第6回目の震災対策検証委員会原子力分科会専門部会を始めさせていただきます。私は原子力防災室長の大脇でございます。よろしくお願いいたします。専門部会の開会にあたりまして、副知事の淵上からご挨拶申し上げます。

## ○淵上副知事

一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

原子力規制委員会が先月の19日に設置されて、そして今後の安全基準ですとか、あるいは再稼働等々についての基本的な考え方が部分的にといいますか、全体像が分からない部分もありますけれども、少しずつ明らかになってきているところでございます。

その一方で、政府の関係の機関と、そして原子力規制委員会の役割分担について、様々な議論があるようでございます。これについては後程、今までの議論の概要をまとめておりますので、ご参考にご議論いただきたいと思っております。

いずれにしても、原子力発電所の安全の確保の問題ですとか、再稼働にあたって考慮すべき事項等々につきましては、地方自治体の意見を尊重しながら、知事がよく申しておりますけれども、法とルールに基づいて、きちんとした法的な明確な根拠に基づきながら、適切に手続きが進められることが重要であると思っております。

次に、本日の議題について、簡単に申し上げたいと思います。まず初めに、去る9月10日に県独自の放射性物質拡散シミュレーションの結果を公表したところでございますが、県内の関係各層からの色んな意見をいただいたところでございまして、その中の一つに、今はIAEAの基準ですとかそういったものを参考にして、20mSvや、50mSvこれはヨウ素についてでございますけれども、100mSvといった数値についての図示をしているわけでございますけれども、もう少し基準を下回った線量についてもシミュレーション結果を出した方がいいのではないか、といった意見もございます。

ただ一方で、あくまでもシミュレーションのモデルと言いますか、前提条件と言いますか、そういった観点から、データの信頼性という問題もございますので、これについては専門的な見地からご意見を承りたいと思っております。

それから2番目でございますけれども、原子力規制委員会が設置される前の段階でございましたけれども、本年6月にこの専門部会で原発の再稼働に関する意見ということを、全般的な項目について取りまとめたところでございます。

そして、同じく6月に知事が枝野経済産業大臣と、細野原発事故担当大臣に対しまして、原子力発電所の安全確保に関する緊急要望ということで、要望を行ったところでございます。

組織は変わるのでございますけれども、これらの緊急要望項目につきましては、両大臣から新たな組織に引き継ぐ、こういうふうにも明言されているところでございまして、そういった意味での今後の原子力規制委員会の役割といいますか、安全確保に関する様々な権限があるわけでございますけれども、これらの権限の適切な行使によってですね、原子力発電所の安全確保がされることを期

待しておりますと同時に、原子力規制委員会の検討などについて注視をしていきたいと思っておりますけれども、とりあえずは比較対照しながら、私共として改めて規制委員会にどのような意見や要望をしていったらよいのかということについても、ご意見をいただきたい。

それから3つ目でございますけれども、ここに揖斐川町長さんもいらっしゃるわけでございますけれども30km圏内の市町村とそして県につきましては、法律上の義務として、地域防災計画の原子力災害対策に係る部分の見直し作業を行う必要があるわけでございます。

これにつきましては、今後、原子力規制委員会が定めます原子力災害対策指針に基づいて、地域防災計画を策定する、見直しをするということになっているところでございます。

ただ、今明らかになっているものにつきましては、十分でないところもございまして、未だ検討中というところもございまして。

これらの項目につきましても、私共としては地域防災計画を策定するにあたって、早急に明らかにしていただきたいということを申し上げているところでございますけれども、これらにつきましても専門的な見地からご意見を承りたいと思っております。

これらの作業に関連いたしまして、先般報道されましたけれども、庁内に防災対策推進会議というものを設置しました。この主旨は、ややもすれば県庁の行政というのは縦割りになりやすいと、こういうことでございますので、特に防災対策は殆どの部局が関連するわけでございますので、全庁的に、横断的に様々な防災対策を検討すると、こういう総合的な調整組織として設置しているものでございます。

今後、具体的に検討すべき課題を今詰めているところでございますけれども、別添の資料に原子力防災対策に関連する、今想定される検討項目について、資料をまとめたところでございます。

あくまでも例示でございますけれども、それに関連をいたしまして、今後専門部会で意見をお聞きしたいということについても、一応の整理をしているところでございますので、これらについてもご意見をいただきたいと思っております。

以上何点か申し上げましたけれども、忌憚のないご意見を賜れば幸いです。簡単ではございますけれども冒頭のご挨拶といたします。どうもありがとうございました。

#### ○大脇原子力防災室長

ありがとうございました。以降の進行は座長の井口先生にお願いいたします。

#### ○井口座長

それではこれから私の方で、議事を進行してまいりたいと思います。いつものように議事に入ります前に、傍聴の皆様をお願い申し上げます。傍聴の皆様には事前にお配りしております、お願い文書に記載してあります事項につきまして、ご留意をよろしくお願いしたいと思います。

それでは本日の議事でございますけれども、本日の専門部会では、先ほど渚上副知事からご挨拶がありましたように、先月の10日に岐阜県より、放射性物質拡散シミュレーションの結果が公表されました。予想通り大きな反響があったと思っておりますけれども、今後の県の対応等について、ご意見をいただきたいと思っております。

また、今月3日に原子力規制委員会より、原子力災害対策指針のたたき台が示されたというこ

とでございますので、この内容についても議論させていただきたいと思っております。この2つの観点とともに、新たに原子力規制委員会が発足し、原子力災害対策特別措置法が原案通り施行されたということで、これまでの国や県の動きを踏まえまして、専門部会の意見を整理したいと考えております。

また、3つ目の本日の議題といたしまして、県の中に新たに設置されました岐阜県防災対策推進会議という中で、原子力関係の防災の議題が非常に大きな柱として挙がっております。また、原子力発電所の再稼働の判断に関わる原子力規制委員会の役割につきましても、国と委員会のやり取りをご存知かと思っておりますけれども、本専門部会として、何か要望すべきことがあるか等のご議論をいただければと考えております。

これまで同様、皆様の忌憚のないご意見を期待しておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、お手元の資料の議題の1番、放射性物質拡散シミュレーションの結果についてということで、配布しております資料につきまして、まず事務局の方から説明をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

## <放射性物質拡散シミュレーション結果について>

### ○大脇原子力防災室長

では資料1の放射性物質拡散シミュレーション結果についてという青い資料でございますけれども、座って説明させていただきます。

まず開いて1ページ、はじめにのところに書いてあることでございますけれども、県境まで約25kmと本県に最も近い敦賀原発で、福島第一原発事故と同程度の放射性物質の放出があった場合の本県に及ぼす影響を把握するために、平成22年の実際の気象データおよび地形を考慮した科学的手法を用いてシミュレーションを行いました。このシミュレーションの結果は、被ばく線量で表しまして、岐阜県の地図に色付けをして表示してございます。

2ページでございますけれども、その被ばく線量の評価方法が下の方に書いてございます。下の方の①番、②番でございますけれども、①の内部被ばくについて、空気中の放射性物質、具体的にはヨウ素でございますが、ヨウ素を吸入し、体内に入った放射性ヨウ素からの被ばくについては、安定ヨウ素剤の予防服用が必要とされております、50mSv以上の線量の数値が出た場合、図面に色付けをいたしました。

②番の外部被ばくでございますが、こちらは雨や雪により、地表に沈着したセシウムなどの放射性物質による体の外からの被ばくでございます。これは数日から一週間程度の間には避難が必要となる100mSv、それから福島の事故で計画的避難区域の設定の目安になりました、20mSv、これら以上の線量の数値が出た場合に色付けをしました。

3ページをご覧ください。今回のシミュレーションは空気中のヨウ素の吸入による内部被ばく、それから地表に沈着したセシウム等による外部被ばく、それらについて14ケースずつ、合計28ケース詳細なシミュレーションを行いました。

具体的には、春夏秋冬それぞれの季節における、典型的な気圧配置、つまり普通の代表的な天気を選んだ場合、それと本県に事故の影響が大きくなる、つまり春夏秋冬の各季節ごとに線量が最大となる気象条件を選んだものでございます。その結果の総括表ということでまとめてござい

ますけれども、左側の列が内部被ばくで50 mSv 以上の場合はヨウ素剤の服用が必要になりますが、丸数字1、2、3としております。各季節で線量が最大となる影響の大きい気象条件を選んだ場合で春と夏と秋の3ケースでこういったケースがありました。

その隣の右側が外部被ばくでございますけれども、避難が必要となります20 mSv 以上となる場合が、典型的な気圧配置、普通の天気の日で2ケース、各季節で線量が最大となる影響の大きい気象条件の場合では、20 mSv 以上となる場合は春夏秋冬全ての4ケース、その他下から2番目になりますけれども、郡上方面から流入するケース1ケースの合計7ケース出現いたしました。1～10まで丸印が振ってありますが、5ページ以降に詳しい図を図示してございます。

4ページでございますけれども、今回のシミュレーションによって判明したことでございます。(3)のところに、典型的な流入経路ということで、放射性物質の流入経路が示されてございます。典型的なものとして、①に書いてございますが、西北西の風により、揖斐川町西側の山を越え、県内を直進するルートでございます。もう一つ、北西の風によりまして、滋賀県内を南下し、その後西風により関ヶ原付近を通過して県南西部に至るルート、この2つが主なルートでございます。

また、この大気の動きでございますとか、放出の状況が重なればこの2つのルート以外にも郡上市方面からの流入ルートによっても、地表に沈着したセシウム等による外部被ばくの影響があることが分かりました。

4ページの頭に戻りまして、内部被ばく、外部被ばくについての特徴をまとめて説明させていただきましても、ヨウ素の吸入による内部被ばくにつきましては、特に放射性物質が空気中を漂う時間が長くなります、風の弱い条件で線量が高くなります。

また、地表に沈着したセシウム等による外部被ばくにつきましては、特に降雨降雪の条件で、放射性物質が地面に沈着し、線量が高くなることが分かりました。後程図面で確認いただきますけれども、内部被ばくでは西濃地域で、外部被ばくでは西濃から岐阜、気象条件によりましては、中濃、東濃、飛騨まで広がることを確認できました。

特に、西濃地域の一部では、数日から7日以内に避難が必要となる外部被ばくの線量を示す地域も現れました。

具体的な図面でございますけれども、5、6、7ページまでがヨウ素の吸入による内部被ばくでございますけれども、特に6ページの夏のケースがこのヨウ素剤の服用が必要となる地域が最も広がる場合の図面でございます。

それから8ページからが、地表に沈着したセシウム等による外部被ばくでございますけれども、この中でも特に10ページでございますが、10ページには濃い赤色、7日以内に避難を必要とします地域がございます。それから一つ下のオレンジ色でございますけれども、この場合ですと、可児、多治見の方まで飛んでいくということでございます。途中色が途切れているところがございまして、こういったところはちょうど雨が降っていなかったと、というようなところでございます。

11ページでございますけれども、11ページこれは夏のケースでございますが、これは沈着の影響が一番広く出るケースの図面でもあります。

それから最後ですけれども、14ページを見ていただきますと、郡上方面から入るケースで、

条件が重なれば郡上市、下呂市方面まで影響が出るということでございます。

資料2という1枚紙がございます。資料2、放射性物質拡散想定調査結果を受けた今後の県の対応についてということでございますけれども、原子力防災対策の充実強化、1番としてございますけれども、この前の9月の県議会がございまして、そこで9月補正予算のご審議を受けまして、今現在9月補正予算に計上しているものでございます。

(1) 安定ヨウ素剤、(3)の身体汚染検査用放射線測定器でございますが、これは主な流入ルートにあたる、西濃地域に重点的に、配備を考えております。

(2)の可搬式空間線量測定器でございますけれども、西濃地域の他に、郡上や飛騨や東濃地域などにおきましても、一定量の放射線量が確認されましたことから、県内全域にモニタリングが展開できるような配置をしたいと考えております。

裏面に参りまして、地域防災計画の修正でございますけれども、こういったシミュレーションの結果を踏まえまして、県の地域防災計画の見直し、マニュアルの改訂、整備などを今後考えております。

県の地域防災計画の中で、緊急時防護措置準備区域、いわゆるUPZということもございまして、そういったもの設定につきましても、国に要請してまいりたいと考えております。

それから、市町村の地域防災計画につきましても、県の地域防災計画を見直す中で、市町村の修正につきましても、一緒にやっていただきたいと考えております。

3番目、原子力防災対策の検証等でございますけれども、地域防災計画の見直しなど検証するために、原子力防災訓練を年度内に実施したいと考えております。

それから資料3でございます。資料3、1枚紙でございますけれども、放射性物質拡散シミュレーションの新たな表示下限値について、でございます。シミュレーション結果を公表しました後に、県民の方でありますとか、市町村の防災担当の方から、表示線量の下限値未満のより詳しい情報を知りたいというご希望が寄せられました。専門家からのご意見を伺いましたところ、誤差・精度の観点からは、現行下限値の半分程度までならば、そういった問題はないというようなご意見でございました。

あと、防災対策等の観点でございますけれども、現在示した下限値については、IAEA、国際原子力機関などが定めております、原子力防災対策時のヨウ素剤の予防服用でありますとか、何らかの防護措置をとるべき指標に基づいておりますけれども、それ以下のものとなりますと、必要な対策はないということでございます。

しかし、シミュレーション結果というのは、皆様からご意見いただいておりますように、傾向をとらえるべきものということで、その観点からその傾向を捉えやすくするという効果も見込まれますことから、県といたしましては、この現行表示下限値の半分の数値を参考として示していたらどうかというふうに考えております。具体的には、内部被ばくのヨウ素でございますけれども、現行表示下限値、甲状腺等価線量50 mSvをその半分の25 mSv、外部被ばくのセシウム等につきましては、現行の年間実効線量20 mSvを10 mSvと考えております。

以上でございます。

○井口座長

ありがとうございました。それではまずですね、只今の事務局から説明がありました、資料1～3までにつきまして、その書いてあることにつきまして質問等がございましたらお願いします。よろしいですか。

それではですね、最初に放射性物質拡散シミュレーションの結果を受けまして、資料2に県の対応についての具体的な内容が書かれております。このことについて、ご意見をお伺いしたいと思います。なお、原子力規制委員会等、国への要望や意見につきましては、この後議題3で扱いますので、この場では県の対応についてのご意見を中心にいただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。何かこのシミュレーション結果を踏まえた資料2の対応につきまして、更に付け加える事項とか、あるいは修正する事項がありましたらご意見をお願いいたします。山澤先生は岐阜県のシミュレーションに関わったということで、何か意見ございますでしょうか。

○山澤委員

シミュレーションについては、結果を見させていただいたということで、特にございませんけれども、先ほど事務局からの説明にあった通りで、結果についてあまり固定的に見るというのは好ましくないなと思っております。

と言いますのは、平成22年度の気象条件を選択して計算したものであるということで、当然23年度を使えばまた別の結果が出てくるものですので、例えば、オレンジ色、赤色のところが5km、10kmずれても全く不思議ではないといったことですので、大雑把に見てこういったところにこのレベルの影響があるんだな、という見方をさせていただくのがいいと思っております。

あとシミュレーションではないのですけれども、資料2の件で、1番目の(2)でここに書いてある、可搬式空間放射線線量測定器というのは可搬式モニタリングポストということでしょうか。

○大脇原子力防災室長

ポストではなくて、可搬式のサーベイメータということです。

○山澤委員

分かりました。今回福島事故を受けて、福島県内などで、かなり多くの可搬型のモニタリングポストを配備しているということを聞いております。それは自動的にデータ転送される形ですので、今整備されている固定式のモニタリングポストに加えてそういったものがあっても使い勝手がいいのかなという気がします。

それから、一般的なサーベイメータはかなり使い度がある。実際に起こったことを想定すると、こういったものを持って実際に測りに行く。特に居住環境であるとか、それから学校であるとか、いろんなところをたくさん測らなければならないという状況が生じると思われますので、是非こういったものを充実していただければと思います。

○井口座長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

○安田委員

今の山澤先生の言われたところと一部重複するのですが、シミュレーションでの、気象条件の設定の仕方は、私も適切だと思っております。年間を通して典型的な場合、最悪の場合で行われている。ただ山澤先生が言われたように、あくまで22年度のみ計算ですから、年度を変えると変わってくる可能性がある。しかしその場合はこちらでコントロールできる範囲ですよ、過去10年間の気象条件を調べれば、10年間での本当に代表的な気象条件は何かとかが分かる。むしろ本題は、シミュレーションの前提となる放射性物質放出のシナリオですね、福島第一の事故を想定してそれを初期条件としてやっているのですけれども、ここで対象としているのは例えば敦賀とか大飯とかそういうものですね。

そういうところで同じように水素爆発とかが起きると想定した時に一体どういう初期条件が、科学的根拠をもって設定されるべきなのか、そのあたりが必ずしも明確じゃないわけです。ですからやはりこういうハザードマップの場合も、その前提となるシナリオの条件をはっきりさせて、こういう条件のもとには、こういうことが起こり得ますよという説明を同時にやっていく必要があるのでは。ですからそれ以外の場合にも当然想定シナリオの説明が必要で、色々なシナリオが出てくると思うんですね。そういう想定シナリオについての説明が重要だろうと思います。シナリオ毎の結果に対して付帯的に色々な対策を、やっていかれるわけですからね。なので、対策も特定のシナリオに固定的にならずに、シナリオに応じて弾力的にやっていくということかと思えます。

○岡田委員

私は農業関係者です。先の東日本大震災発生による東京電力原発事故によって放射能汚染された一部の麦わらを東北地方から購入し、牛に与えたことによって、和牛農家は風評被害や価格暴落などにより大きな打撃を受けました。

今回のシミュレーションの中で農業に与える影響という物はどこかで別に議論されるのか。今後の県の対応というものがありますが、県では知事さんの計らいで安全、安心を証明するために全頭検査を行っていただきました。また米、野菜においても同様に検査を実施したのです。これには多額の費用もかかるのです。なかなか難しい問題ですので、こういうシミュレーションで本県の農村農業にどのような結果をもたらすのか、これは食糧の問題でもありますので、しっかりとここで議論をいただけるものと思っております。

○井口座長

ありがとうございます。いかがでしょうか山澤先生、この部分については。今回のシミュレーション結果からそういう農産物あるいは海産物への影響を評価する手法はあると思うのですけれども、今回の結果を使って、そういう予測ができるかどうかについてコメントいただけるとありがたいのですが。



○山澤委員

今回のシミュレーションの中には直接入っておりません。今回の計算の中で、地表面にどれだけ、放射性のセシウムが沈着すると言いかをしますけど、落ちてくるのかという計算がこの中に含まれております。それを使って間接的に何らかの評価を行うことになる。色々どういったパラメータを使ったらよいか検討が必要で、かなり難しくなるのですが、もしやるのであればこの先の作業は、同じくらいの大きさの作業になるのかなという気がいたします。

基本的なデータとしては、先ほどの、この図でいいますとオレンジ色、赤色系で見えている分布が、地面への沈着量が主に影響している部分ですので、形としてはこういった形になる。あとはどの程度の大きさになる、という評価になるということかと思えます。

○岡田委員

一番おそれますが、こういうことを発表されますと、農業にとって一番風評というのが怖いのです。我々は専門的なことは分かりませんが、風評というものを払拭するために、そういう問題も合わせて議論していただきたいということを申し上げておきます。

○井口座長

ありがとうございます。重要な指摘かと思えますので、すぐには結果を出せないと思うのですが、近い将来的にはそういう影響についても何か言及していただけるとよいかと思えます。

○安田委員

風評と言われるのは、そういう危険というか、可能性があるという場所というだけではだめですか。

○岡田委員

岐阜県の和牛農家が東北地方から購入した一部の稲わらに放射能に汚染されたものがありそれを与えたことによって岐阜県のブランド牛「飛騨牛」が全部だめだという風評によって消費者の敬遠、買い控えによって価格は大きく暴落したのです。知事さんの計らいで全頭検査をやったので、我々もお金を出しましたが、今もその影響は大きく価格は回復していません。また全国的なことでもあります。

○安田委員

それは餌に放射性物質があつてということですか。

○岡田委員

東北地方から飼料として購入した稲わらの一部に放射性物質があつたということですか。

○安田委員

今の議論は起こりうる可能性の中の最悪の状態ですね。その場合にどうなるかということであ

って、実際に起こっているわけではないんですね。

○岡田委員

だからこのシミュレーションの中で、四季折々の表が出ていましたが、そういう場合に農村農業（農産物）にどのような影響があるのかわからないのかということが、我々は安全安心面で必要なんです。

○安田委員

単なる人の健康だけじゃないよということですね。

○井口座長

ありがとうございます。他に何かご意見等ございませんでしょうか。

○足立委員

シミュレーション結果ということで、大変有効な参考になる結果で、対策をとるには十分な資料なんですけれども、ちょっと場違いかもわかりませんが、SPEEDIの計算結果が、県の方に入って、それから各市町村等へ迅速にその結果を伝えていただければ、例えば我々行政にしてもそうですけれども、市民に伝えて、モニタリングなどもできますので、そんなことも要望したいという思いがあります。

資料2の方で、1の(4)で防護服とか防塵マスク等ですね、これはやはり測定される方だけということは、県の方を対象にされていらっしゃるのか、それとも市、例えば測定器とかでありますけれども、そこまで備蓄を考えていらっしゃいますか。

○大脇原子力防災室長

これは、可搬式の線量計でありますとか、資機材を実際に使う職員に見合った数を取りあえず9月の補正で当面のものということで、措置したものでございます。

○足立委員

県の職員の方だけということですか。

○大脇原子力防災室長

県であるとか、応援をいただければそれを使う市の職員の方もあられるかもしれませんが、いわゆる職員用ということでございます。

○足立委員

分かりました。それとあの、2ページになりますね、原子力防災訓練等の実施とありますが、これは具体的なある程度計画はあるのですか。例えば西濃中心とか、あと従前に基づいた総合的な、そういうことを考えていますか。

○大脇原子力防災室長

まだ場所等はこれからでございますけれども、今回地域防災計画の見直しの中で、放射性物質の影響があった場合ということで、そういった新しく作った計画の検証ができるような内容にしてきたいと思っております。詳しい内容はこれからでございます。

○小川委員

今回シミュレーション結果で、季節によって、また風向きによって、あるいは降水量、降雨量によって、大分被害の出方、被ばくの仕方も違うのだなということを強く感じているところなんですけれども、これでもしそういった事故が起こった場合にですね、一番最初県の資料2の方にですね、安定ヨウ素剤等の整備ということでございますけれども、我々の地域、西濃地域の中でも人口が多いということで、県の方では94千人分の安定ヨウ素剤を準備していただけるということで、大垣市の方も市民病院で9千5百人分、安定ヨウ素剤を整備させていただいているわけなんですけれども、いざ実際に事故が発生した場合に、これに対してどう対応していくか、人口16万でももちろん足りないし、西濃地域では全然足りないという状況にもなるわけですし、被ばくする24時間以内に服用しないと効果がないと言われているそうでございますので、その辺ですね、足りない分国の方に要請して、さらに安定ヨウ素剤の整備をしていただけるのかどうか。あるいはまた整備されたものをどのように備蓄して、配布していくのか、またそれを服用するのか、そういった手順ですね、この辺について対応がまだ不十分、というか良く分からないという。準備態勢もできていないし、不十分だというのが実情じゃないかと思えます。

一人当たり0.1gの安定ヨウ素剤という、中々把握しにくいという量でございますので、安定ヨウ素剤の備蓄、配布手順など、その対応についてどうやっていただけるのか、しっかりとその辺をお願いしたいと思えます。

○井口座長

いかがでしょうか。県の方からは。

○大脇原子力防災室長

ヨウ素剤の備蓄でございますけれども、今の94千人の他に流通備蓄という形で、108千人分がございます。それとあと、県内7病院に5千人ずつ、35千人ということでございまして、そういった数を組み合わせた形で、対応してまいりたいと、特に迅速な対応という意味では今回予算に計上しました行政備蓄というのを活用してまいりたいと考えております。

ただ、実際どうやって備蓄をして、配布するかという手順の方でございますけれども、そういったことにつきましても、後程議題にあります、防災対策推進会議の中で色々と検討していきたいと考えております。

○小川委員

被ばくする前24時間以内に服用しなければならないと、そういうようなお話を聞いておりますので、迅速な対応がおそらく必要だということがございます。原子力発電所事故がもしあった

としたら相当な混乱が予想されると思いますので、その辺についての対応、我々自身ももちろん検討はしなければいけないですので、県の方でもその辺の対応策について、よく準備していただいて、また色々ご教授いただければと、よろしく申し上げます。

#### ○井口座長

ありがとうございます。他にご意見いかがでしょうか。それでは今いただいた意見を少しまとめますと、最初のシミュレーション結果の取り扱いにつきましては、固定的に見るものではなくて、前提、初期条件について適宜見直しをするべきだという意見がございました。それに応じて、テーマ2の原子力防災対策の充実強化の中の可搬式の線量計等については、機動的に対応できるように技術を培っていただきたいというご意見がありました。

少し我々専門家の間でも見落としていましたけれども、シミュレーションの結果について、農産物、海産物等への影響についてまで、何かものが言えないかというご指摘については、可能な限り対応させていただければと考えます。ただ、中々核種移行のシナリオ想定など難しい問題があって、すぐに対応することは困難そうですので、福島の実績を踏まえつつ、将来的に検討していただきたいということで、よろしく願いいたします。

それから、SPEEDIの結果等についても、各自治体への支援・連絡体制については、県の会議の中で議論いただけたらと思っております。

安定ヨウ素剤の具体的な運用方法については、従来より対象者が格段に増えましたので、国の方でも検討段階かと思いますが、その備蓄の具体的な数量とともに、実際に運用するところの議論も重要な案件かと思っておりますので、今後会議等で検討いただく、あるいは国へ要望して対応いただく、そういうことを考えていただければと思います。

以上が主なご意見かと思いましたが、これ以外ありますでしょうか。

それでは、もう一つありました、放射性物質拡散シミュレーションの新たな表示下限値ということで、資料3の結果について、何かご意見ございませんでしょうか。

事前検討では、ここに表示されている下限値につきましては、もともとの目的であります原子力防災に関していうと、既に公表している値で十分かと我々は考えているのですけれども、さらに下限値を下げることで、現在の結果のとびとびになっている間を埋めるようなことになるので、計算精度を考えると、参考データとして見た目により自然な結果が表示できるのではないかと、そういう判断になっているということです。

これについて何か意見等ございますでしょうか。もっと下限まで示せという、そういうご希望があるかというふうに伺っておりますけれども、あまり低いところを示しても計算精度的に意味がないというふうに思いますので、何かそのあたりの考え方についてご意見等ございますでしょうか。特に市町村関係、あるいは農業関係で低い値まで示してほしいという意見はありますでしょうか。

#### ○安田委員

岐阜県は実際にこういうシミュレーションを実施されているわけで、国からデータをもらって危険地域を設定しているのではないので、岐阜県独自に社会の要請に応じて検討することは可能

ですね。今言われた農産物とかは作物自体に蓄積され、その上に微量でも何度も食べていくと、体内にも蓄積されて場合によっては危険な状態になるということからすると、可能な範囲で単に国が設定した基準じゃなくて、自信をもってここまでは精度的に保障できますよということであれば、きっちりと出していくことはやっていくべきだと思います。

#### ○井口座長

ありがとうございます。山澤先生、計算に携わっていた立場から、もう一度意見がもしあればお願いしたいのですが。この今回の結論、半分という値ということですが、それ以下にする意義があるかどうかという点についていかがでしょうか。

#### ○山澤委員

まず意義の前に、計算精度の話ですけれども、今回はあの指標を用いて見る上で効率のいい計算をやっているということで、これを極端に下げるとやはり計算の精度が、統計誤差という言い方をしているのですけれども、それが大きくなってしまって、汚い分布、ぼつぼつ分布になってしまうんですね。それが見えてくると、もうこれはだめだな、という形になります。半分ぐらいであれば大丈夫なのかなというのがここに書いてある検討だと思います。

一方では、今回の計算の目的は主にそういった防災対策をどう取るべきであるのかという観点で、どういった指標でどの程度の値にあるのかといったことを見るのが主目的でしたので、私からすると、半分ということですが、今回の25 mSvでいいのかなと思っております。

先ほどありました食品関係について言いますと、別途検討してどの程度になるのかという、また難しい検討をしなければいけないのですけれども、その目的であれば別途値を検討してということだと思います。実感としまして、今回の福島事故で、福島県内の調査が色々進められておりますけれど、食品を経由した内部被ばく線量の評価も、例えば流通している食品をマーケットで買ってきてそれを全部集めて、一般的な家庭の方がどれくらい被ばくするのかという推計がなされておまして、かなり小さいのですね、今回の福島の事例でいいますと。そうしますと、先ほどおっしゃられた風評被害という観点でシビアな面が出てくるかもしれませんが、実際の被ばく線量の観点でいうと、今回の福島事故の例を見ますとそれほど大きくないというのが私の現在理解しているところでございます。

#### ○井口座長

ありがとうございます。ということで、シミュレーション結果については今回の計算値自体にはここに書いてあります半分ぐらいであれば、それなりの意味を持っているということですので、そのご要望に沿うということであれば、半分ぐらいの値でもう一度絵を描いてみると、そういうことで留めたいと思います。また先ほどの色々こういう影響がどうあるかということについては、数値の意味についてももう少し分かりやすく我々専門家も含めて、一般の方と知識を共有するという努力をすれば、解消されていくのではないかというふうに思います。

今山澤先生がおっしゃっているように、少なくとも福島での食品関係の取り込みについては非常に小さいということが示されておりますので、岐阜県が今回の結果を使って内部被ばくを評価

しても小さな値になるであろうとは思いますが。ただ、そういう値を示して問題がないということをご理解いただくという意味では、そのような評価をすることに十分意義があると考えますので、先ほど申し上げましたように県の方でも今後少しそういう方向の検討をお願いできればと思う次第です。

他に意見ございますでしょうか。それでは、これまでの半分の数値を参考として示すということで、よろしいでしょうか。この専門部会の意見として県の方に答申するということにしたいと思えます。

ありがとうございました。それでは議題1としましては、皆様のご意見をいただけたということでよろしいでしょうか。では2つめの議題ということで、原子力災害対策指針について、配付してあります資料に基づきまして事務局の方からご説明いただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

## <原子力災害対策指針について>

### ○大脇原子力防災室長

まずこれに関連しまして、資料4のこれまでの経緯（国の動き）という資料がございます。これにつきましてまずご説明させていただきまして、その後指針の内容に入りたいと思えます。

資料4でございますけれども、6月27日でございますが、もともとの期限を遅れまして、関係法令の改正法案でございます、原子力規制委員会の設置法が公布されました。これによりまして、独立性の高い原子力規制委員会の設置が決まりました。それから事業者のシビアアクシデント対策の法定化でありますとか、バックフィット制度の導入、40年運転制限制度の導入などを内容とします、原子炉等規制法が改正されました。

それから原子力災害対策特別措置法が改正されまして、従来の関係隣接都道府県というものが原発から30kmを含みます関係周辺都道府県となり、岐阜県も法的な位置付けを得られたということでございます。

それから7月になりまして、原災法施行令の改正案のパブコメというのがありまして、そのとき関係周辺都道府県の要件に実用発電用原子炉施設から30kmということが示されました。そこで県としまして、30kmではなく、概ね30kmとすべきと。それから、実用発電炉だけでなく、研究開発段階炉であります、もんじゅ、ふげんも対象とすべきという意見を提出しております。

それから9月に入りまして、中央防災会議で防災基本計画が改定されております。9月19日になりますと、原子力規制委員会が発足しまして、改正原災法施行、防災基本計画も施行ということで、10月3日には規制委員会が原子力災害対策指針のたたき台を公表することとなりました。

資料5でございますけれども、これが原子力規制委員会の方で出されましたたたき台でございます。この資料でございますけれども、左から2番目の列が前の原子力安全委員会が策定した、現行の防災指針の内容が書いてございます。真ん中が、今の規制委員会の新しい指針のたたき台、一番右の方が座長さんとも相談して事務局の方で作成しました、たたき台に対するこの専門部会の意見ということでまとめてございます。この意見の案は、後程ご議論いただきます、原子力施

設の安全確保、並びに原子力防災対策強化に関する意見（案）の中の項目の方にこの意見を入れさせていただきます。

まず指針の位置付けでございますけれども、一番上の欄に書いておりますが、国、地方公共団体、事業者が原子力防災予防対策、緊急事態対策及び原子力災害事後対策の円滑な実施を確保するための指針ということで、今回法定化されたものでございます。

その次の2番目の段でございますけれども、原子力施設で想定される放出形態について、現行指針では放射性物質が広範囲に漏えいする可能性が低いとしていたものを、福島第一原発事故を踏まえまして、大量に放出された場合の考慮が必要としております。ただし、想定される事故、放出形態について、具体的な言及がされておられませんので、明示が必要という意見を書かせていただいております。

それから少し飛ばしまして、下から3つめの諸設備のところでございますけれども、SPEEDIにつきまして、今回新しく計算結果や予測情報の活用方法について記載されました。今後規制委員会において、その詳細な検討が必要であると書かれておりますので、意見としまして早速検討して明示していただきたいと書いております。

次にモニタリングでございますけれども、この取り組みにつきましても、緊急モニタリングにつきまして、迅速に直ちにやるというような書きぶりが加わっておりますし、原子力規制委員会が司令塔になるというふうに明記されております。意見といたしまして、今回周辺県、UPZという形で原子力災害を想定する地域が広がった中で、従来の立地県だけではなくこういった岐阜県のような周辺県を含めた広域的、一体的なモニタリングというものの実施にあたりまして、詳細について早く示してほしいということを意見としております。

次面2ページでございますけれども、緊急被ばく医療でございます。これも新しく、従前の記載と比べまして、複合災害における医療機関の連携について新しく記載されてございます。これもモニタリングと同様でございますけれども、立地県とは違う、岐阜県のみならず周辺県が準備すべきスクリーニング体制などについて、明示されておられませんので、示してほしい、ということ意見をしております。

それから次に重点区域ということで、従前の指針での防災対策重点区域というものは、原子力災害対策重点区域というふうに名称が変わっております。この区域につきまして地域防災計画で範囲を指定するわけでございますけれども、UPZの目安について、このたたき台では、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案してある程度の増減を考慮しながら、具体的な範囲を定めることが必要という記載がございますけれども、改めて周辺地形、気象条件を反映した放射性物質拡散シミュレーションなど、科学的な根拠に基づき相当な影響が想定される地域がUPZの具体的な範囲となるよう、弾力的な運用を行うことを意見として書かせていただいております。

それからUPZの前にPPAという新しい記載がございますけれども、PPA、放射性物質を含むブルーム（空気の一団）が通過する際の甲状腺被ばくを避けるための防護措置を実施する区域ということでございますけれども、これも検討するという事になっておりますので、これにつきましても早急に検討していただきまして、この重点区域に加えていただくということを意見としております。

それから、重点区域の一番下にありますところが、さきほどの原災法のところのパブコメで意見提出しておりました、実用発電炉以外の原子力施設もんじゅ等でございますけれども、当面は旧のEPZ 8～10 kmということになっておりますので、これにつきましても委員会におきまして必要な重点区域の範囲について検討していただきたいということを意見としております。

それから避難や屋内退避の基準でございますけれども、現行防災指針の指標が左側でございますが、何 mSv の予測線量で避難ということでございますが、この現行のこういった指標に替えて、初動の迅速性確保ということを目的に事態を客観的に把握できる放射線量によって、予測線量でなくモニタリング実測値等で得られるものベースとした計測可能な判断基準、OILというのが岐阜県地域に関わってくるのですけれど、このOILに基づき避難等を実施すると、いうふうに書かれております。ただOILの設定については原子力規制委員会において検討とされております。ということで、これについてもこういったことが書かれてないということが非常に問題だということで、早速検討を進めていただきたいと。またそういうのがないという状態が非常に困るので、示せないのであれば、代替の指標を、旧の防災指針なら防災指針ということで、明らかにすべきということを意見としております。

それから、病院における避難等のことが福島で問題になりまして、書かれております。そういったところで、広域的な患者移送など要援護者の避難については、特に県境をまたぐ避難については、国としての基本的な考え方を明示してほしいということを意見として書いてございます。

それからヨウ素剤でございますけれども、従前に比べてかなり記載が増えておりますけれども、その一番初めのところに、より住民に近い組織が安定ヨウ素剤の投与指示の判断をなすべきであり、中央機関はそれを適切に支援することが望ましいというように書かれておりますが、一方で安定ヨウ素剤投与の判断基準については、今後原子力規制委員会において検討ということで、先送りされているということになっております。これにつきましても、早速決めていただきたいというふうに意見を書いてございます。

最後の長期防護措置でございますけれども、今回岐阜県のシミュレーション結果でも気象条件が重なれば年間20 mSv については、県内各地に広がる可能性があるということが示されました。長期防護措置というのは従前の指針にはありませんでした。新しい指針にはこういった項目が設けられましたが、書いてある内容というのが長期にわたる防護対策の指標というのが年間20 mSv ということが書いてございますけれども、それに対応する防護措置の概要であるとか、事前の防災対策の概要というのが示されてございませんので、そういったことを明示していただきたいということを意見としております。

#### ○井口座長

ありがとうございました。それではただいまご説明いただきました、資料4, 5につきまして、まずは内容等ご説明の質問がありましたらよろしくお願いします。

#### ○安田委員

国の方が30 km、県も概ね30 km、だけど今回の県のシミュレーション結果ではもっと広い範囲、大垣等では非常に高いレベルがでているのですが、これは一応きちっとした根拠に基づ



いて出したものですね。国がもともと30 kmと言ったのは、原発を作るときに一応のシミュレーションというか、何かをもとに判断したわけですね。それが今回の福島の事態でもって当初の想定との関係についてどういうふうに検証というか、想定が修正されたのか、元々の設定でやはり適切であったのか、そのあたりはどうなのですか。それをやはり基準にしてこれから論じる必要があるのではないか。県の結果というのは根拠に基づいた結果なのですね、あるシナリオの基なのですから。でそれは、非常に重い結果と思うのですが、概ね30 kmというのは、30数kmとかその程度を含めるような話であって、50 kmとか30 kmを大きく上回るものは入れないように思うのですが、それはどうなのでしょう。

○井口座長

これは私が答えた方がよろしいでしょうか。UPZという概念自体は、IAEAという国際基準の中に昔から定義されていて、従来日本はそれを採用していなかったという経緯があります。私より山澤先生の方がご存知かもしれませんが、国の方でも従前はかなり議論したことは聞いておりました。しかし、今回の事故を踏まえて取り入れたあたりの議論について私自身は把握していないので、岐阜県はご存じないですか。

○川田原子力防災室課長補佐

概ね30 kmと、今回のこの原子力災害対策指針で示されておりますけれども、原子力安全委員会の方で防災指針の見直しの考え方の中間とりまとめということをした際にも、こういった書きぶりがされております。その根拠となるところが色々書かれているのですけれども、それが今井口座長先生がおっしゃられたようにIAEAでもともとあった概念で提唱されている数値が30 kmぐらいだねという話だとか、福島の実態を踏まえたらそれぐらいじゃないのかといったような、色々なことが書かれているわけですが、何分どれが決定打になったというのがちょっと私どもでも良く分からなくて、そういったところをはっきりさせてほしいなという意見は、国に対してしているところでございます。

○安田委員

そうだとしたら、30 kmを概ね30 kmとかというレベルではなくて、日本に原子力発電所は無数にあるわけじゃありませんので、個々について、今回岐阜県がやったようなシミュレーション結果に基づいて危険範囲を設定するとか、そういうところまで表現を改めるべきではないかなと思うんですけれども。

○井口座長

それは必要ですけれども、30 kmを設定している国の専門家にも言い分があるんじゃないかと思うんですけれども。山澤先生何か御存じじゃないですか。

○安田委員

先生は両方に関わっておられるのですか。

### ○山澤委員

私は国の方には入っておりませんが、ちらちら噂で少しは聞こえてくる範囲では、今ご説明いただいたことぐらいしか根拠はなさそうな感じがするのですね。もともと、IAEAの方で30kmというのがあって、今回福島事故に照らして大体それぐらいですかねというような議論が、昔の安全委員会の中の防災指針を検討しているワーキンググループの中にそういった議論がなされているという議事録が残っていると思います。

先ほど安田先生からありましたけれども、欧州とかアメリカの原発というのは、日本と違って結構平坦な地形のところにあるんですね。ですから拡散もそんなに難しいことを考える必要はなくて、従来使われているブルームモデル的な計算でこちらに飛んで行ったら直線で伸びていくというような計算方法でかなり合理的な影響の予測ができるという前提に立っています。それが具体的にあって、こういった考え方になるのかなと私は思っております。

一方、日本の原子力施設というのは大概海の際にあってかつ、複雑地形であるというのが特徴で、原発のすぐ脇にもう数100mの山があって、ちょっと行ったら2000mぐらいの山があったりします。その影響を受けた形で、放射性物質の影響が出てくるということですので、やはり私も安田先生の意見に賛成でして、現実的にこういうことが起こり得るということが、今回の岐阜県さんのシミュレーションでも出てきたということであれば、それに応じた対策をあらかじめ準備していくというのは、私は合理的であろうと思っております。国際基準でこうなっているからこうですよというのは、発展途上国ならしょうがないのかもしれないのですが、我々日本で科学技術が進んでいて、かつ今回の福島事故も経験しているわけですから、こういった部分については、世界の中でも対策についても先進的なことを考えるべきであると、そういうぐらいのスタンスでやるべきだと思っております。

### ○安田委員

日本の場合、地形が複雑で高い解像度が必要ということ、もう一つ気象条件が大陸国と随分違って、幅があって非常に細かく変化するのですね。台風は来る、それから冬季季節風、さらに梅雨とかですね、こういうこと考えますと、これはヨーロッパとかをベースにしたようなモデルを日本にそのまま持ってくるというのはありえない話だなと思います。

### ○井口座長

ありがとうございます。まさにおっしゃるとおりで、いわゆる原子力の規制について国際基準に従えということがあるのですが、こういうことについてはわが国独自のそういう地形とか気象に合わせた基準を作るべきだということ、そういう主張をしなければならないと、そんな感じですね。まさに安田先生のおっしゃるとおりということで、それはもともと部会の大きな旗印と思っております。

よろしいですかね。それでは中身についてご意見を伺いたいのですが、一応この資料に書いてありますように、現在の原子力災害対策指針のたたき台というふうに書いてありまして、非常にアバウトだということが大前提となっております。今月中を目途に原子力規制委員会の方で詰めていくというふうに聞いているのですが、そういう指針を踏まえて各県とか市町村とい

うところが地域防災計画を見直すという、そういう段取りになっているわけです。

岐阜県としまして、先だって我々が感じたような矛盾点について規制委員会等に要望、意見を述べたいというところではあるのですけれども、その具体的内容につきましては、もう一度後で議論させていただくということにしまして、この資料5で一応専門部会の意見として今たたき台であがっている意見案をご覧いただいてここを修正した方がいい、あるいはさらに付け加えた方がいいということがありましたら、ご発言頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○安田委員

一つだけですが、想定される放出形態というのが大項目にありますね、想定される事故放出形態について具体的にという文言の前に、根拠を含めて具体的に明示するという文言を入れるべきですね、根拠が大事です。

○井口座長

根拠という言葉を加えるということですね。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○山澤委員

今回の規制委員会のたたき台の中身で一番前と変わっているところは、測ってこういう値だからこういう対策を取りましょうということが原則としてあるんですね。そうすると、地面に沈着した結果として線量が上がっているから避難しましょうというというのはうまく動くと思うのですけれども、プルームが来る際ですね、基本はP P Aの部分かもしれませんが、近いところでも、プルームが来て測ったあとにはもう遅いということになります。その辺測ることをベースにしてやること自体は基本のひとつとしては必要だろうとは思いますが、それだけで十分なんですか、ということが懸念として大きく残ります。、実際にその部分がどのように運用されることになるのか、現時点では読み取れない部分がありますので、その点明らかにしていただきたいということがあります。

○井口座長

今のご意見はどこに反映すればよろしいでしょうか。

○山澤委員

重点区域かO I Lに関係する部分かもしれませんが。O I Lの基準ははっきりしていく必要が当然あるわけですが、実際にそれを運用する際にどういった動かし方になるのかがポイントだと思います。

○井口座長

実測できない場合も含めて、検討してほしいということを加えるということですね。

## ○山澤委員

それが分かるような形じゃないと、対策の取りようがないのだと思いますね。

どこにどう書いたらということではないのですが、もう一つあるのがP P Aとの絡みです。プルームからの影響をできるだけ避けるという観点でいうと、想定されるのは多分屋内退避をまず最初にやるということだろうと思います。そのあとで、プルームが通り過ぎただろうということを何らかの方法で確認して、あとは外の線量が上がっていないかを確認して大丈夫ですよという形で解除まで持っていく。その際に、色々手順をふむ必要があるが、そういったところが少し読み取れないなと思います。それからプルームが通過したということを確認する手段というのもあまりこの中で見込まれてない。具体的には大気中濃度を測るという手段があまり見えないということですね。線量を測るというのは一番簡単で、一番手軽にすぐやれるのですが、濃度を測るというのは比較的大変な作業になります。そうしますと、プルームが来るから、あるいは来たから屋内退避してくださいというところまで行くかもしれません、安全側に。じゃあ通り過ぎたみたいだけど、ほんとに通り過ぎたのですかというのは空气中濃度を測ってみないと分からないという状況になると思います。そういったところが全体として抜けているかなという気がしないでもないですね。

あとは、S P E E D Iのことが書かれていますけれども、これについては先ほどのU P Z内の基本的な対策はO I Lで検討するというので、S P E E D Iはあまり使わないというふうに読み取れるのです。ただやっぱり情報として外に出すべきであるということも、一方では書かれているように思えます。その辺S P E E D Iの情報を防災スキームの中でどう使われていくのかというのは、今回部会の意見に書かれていると思います。あと、情報の流し方とか、単にS P E E D Iの予測結果はこうですよという絵だけ出せばいいという話でもない。この計算結果をこういう条件に基づいて、こうやったらこういう結果になります。この結果が意味するところはこういうことですので、みなさんこうしてくださいであるとか、心配ありませんよであるとか、そういった部分まで含めて初めて情報として外に出せるのだと思います。そういった部分がどうなるのか分からないなと感じております。

## ○安田委員

今の話を聞いておまして、正直言って驚きですね。私は原子炉の方が専門ではなくて、台風とか海洋などの物理現象のシミュレーションですね、その結果で台風対策とかをやっているんですが、避難をする場合、例えば伊勢湾台風級の高潮や被害が想定されるなどの情報を避難する人に出してあげないと、どういう行動をとればいいのか分からないのですね。今回の結果というのは一種のハザードマップですよ。あるシナリオの基でいきますと、ここの場所はこういう危険性がありますよということが明らかになったということですね。そして、岐阜県でも揖斐川町だけではなくて大垣とかにも危険が及ぶということが判ったわけですね。これはあくまで特定のシナリオに基づく結果ですね。避難する場合、その時に起こったことがどういうふうになっているかがある程度分かる必要があります。今回のシミュレーション結果では、危険な場所は大垣と揖斐川町だけだと言ったって、実際に必ずしもそういうわけではないですね、風向きとか状況によって変わってくる。先ほどの話で、シミュレーションで郡上にも影響がでる。そうすると原発で

事故が起こると岐阜県全域を対象にするのか、もう少し絞り込んでやるのかですね。全域を対象となってくると、有効な避難なんてことはありえないですね。そこをきっちりと想定をしているのかなという気がしますね。地震の場合は起こればそこで地盤や建物が振動しますから、自分のいるところは危険かどうか分かります。台風の場合は気象庁が進路予測をして、どの範囲でどういう影響が出ますよと予測し、進路の対象となる地域では事前に対策することができます。そして警報もですね、対象地域を絞り込んで気象庁から出てきますね、それから県とか国からも出てきますけど。そういう手順によってやっと、住民は自分のところはどのような対応をすべきかとか、そういう判断ができるようになってくるわけですね。今の話でSPEEDIしか今のところないのですが、予測にそれさえも使わないでどのようにして具体的な避難を考えられるのですか。

#### ○山澤委員

私が答えるべきかわからない、私もその考え方を少し理解できてないのですけれども、ただ具体的に例えば岐阜県ぐらいい離れているところで、避難しなければならぬということが生じる可能性はかなり低いのだらうと思います。今回の結果には出ていますけれども、これは一番厳しい条件で放出量も高いものを仮定してこういう結果になっている。でも防災対策上はそれを想定した対策をなんらか考えておかなければならぬということが一点だと思います。その中で、避難がどういう状態で起こり得るかという、基本的にはプルームが来たから避難ということはないと思っております。これは、プルームは基本的には一過性ですから、屋内退避でやり過ぎて、その後残った状況に対して避難が必要かということが考えられる。その際はそこに行って線量を測れば、高くなっているからずっといるわけにはいかないの、避難しましょうというのが一番有り得る想定かなと思っておりますので、ある意味では合理性があると思います。

ただプルームを避けるという観点で行くと、これではうまくいかないのだらうなという気がします。特に擁護したいわけではないのですけど、基本的には私はあまり賛成ではないのですが。

#### ○井口座長

ありがとうございます。安田先生よろしいですか。

#### ○安田愛知工科大学学長

私は先ほどから申し上げているように、放射性物質が格納容器から出るといったような事態を起こしてはいけないということが大原則ですね。その上で万一にでも起こり得る事態に対して、こういう検討をしているわけですね。現時点で我々が持っているあらゆる手法をとにかく使って、きめ細かな予測をするシステムに進化させないと駄目ですね、今回のような事故の経験を蓄積していけば、徐々にシステムも改善はしていくと思うのですが、再度こういう事故が起きれば原発の稼働はありえないですね。だから国民というか多くの人に安心し、信頼して貰うためには、現時点で最善を尽くし、避難の前提となる災害情報にもう少し説得力が必要です。それから、重点区域を設定した手法と整合するような形で、避難区域を設定する必要があります。避難路や場所だって状況によって、いろいろ順位が変わってくると思うんですね。今、山澤先生が言われたプルームの場合は屋内に退避すればよろしいということですね。風向きについて予測しないと

と、原発周辺は全部、外には出ずに建物の中に入れということですか。

○山澤委員

PPAについてはSPEEDIが使われるのだと思いますが、ちょっとわかりません。

○安田委員

そのあたり具体性が欠けてますね。

○井口座長

ありがとうございます。非常に不備があるということが分かったというか、ちょっと見ただけでも色々問題がありそうということが分かったということでしょうか。他に何かご意見ございますでしょうか。

私からちょっと一点だけお願いしたいことがありまして、重点区域の中でいわゆる実用発電炉以外の研究開発段階炉ですね、もんじゅとかふげんの名前が一応専門部会の意見として挙がっているんですけども、これを実用発電炉と対等に扱うことは少しお考えいただけないかということです。まず放射能インベントリが全然違うということと、ふげんなんかは廃止措置に入っております、どう考えてもこういう大きな事故に起こるという状況に陥らないので、少なくともふげんについては外していただきたいと思います。もんじゅも稼働するのか微妙なところですけども、これも規模的には小さいということで、UPZのような対象施設にするという提言については必ずしも必要ではないのではないかと感じる次第です。なので、それについては原子力災害対策指針にありますように今後検討していただきたいというぐらいに留めていただく方がよい気がいたします。専門家の見識としてあんまりここで強調すると、状況が分かってないのではないかと、逆に突かれそうな気がするので、少しトーンダウンというんですかね、実用炉と区別して検討いただくようなニュアンスにさせていただけないかと思うのですが、いかがでしょうか。

逆に、そんなことはないというご意見があれば取り下げてもいいのはあるのですが、ご心配なのは分かるころながら、敦賀原発と比べても全然規模が違ってですね、まずは岐阜県に影響があるかという点で、ますます小さい確率と思うので、必ずしもUPZ等で同じような規制にはめるべきではないと思うんですが。

○渚上副知事

ちょっとよろしいですか。その観点ですと、例えば廃炉手続きに仮に入ったとしても使用済み燃料とかですね、つまりきちんと管理しなければならない物質というのは残っていると思うのですが、その点はどう考えていますでしょうか。

○井口座長

今回の福島原発の場合の使用済み燃料が問題になったというのは、基本的には水素爆発でいわば冷却できなくなったとか、そういう異常な状態、つまり炉心溶融などが起こったために、周りの使用済み燃料にも波及したということですね。それに対して、いわば廃炉なんかの手続きです

と、完全に安定な状態にあるわけですよ。その中で地震が起こったとしても、それが今回の福島原発のように水が蒸発してですね、使用済み燃料が破損に至るようなことにはならないと思うのです。

#### ○渚上副知事

本来はそうなのですが、ですからそういう違いを前提に書き分けるのはいいかもしれないですけど、全く対象外でいいのかというのがあるんですが。

#### ○井口座長

逆に言うと、言いたいのは、実用の発電用原子炉と同列に並べて、色々と対策を進めるべきだという意見は言い過ぎではないかというのが私のコメントなので、問題を検討していただくのはいいのですけれども、別枠で検討すべきだというニュアンスでコメントを返すというのが、いいのではないかと思うのですがいかがですか。

#### ○宗宮委員

ちょっといいですか。私のところは、UPZ 30 kmに一部が入っており、いざ事故が発生したときは、こういったシミュレーションが出ているので、住民は不安に感じています。

県のシミュレーションが発表された後、住民への説明を行い、まずは自宅退避をしましょうと。そしていろんな形の中で指示をするまで待つて下さいというような話をしました。今先生がお話されたことですが、住民はですね「もんじゅ」であろうが「ふげん」であろうが、原発は原発なんですよね。感覚としては、ですからそのところは、外してもらおうということじゃなく「こういう違いがありますよ。」といったような説明をしていただいて、むしろその近くに住んでいる住民、あるいは西濃地域の人たちがですね、シミュレーションや対応について意識をしてもらうようにしたら良いかと。

また、ほんとに避難するということになれば、バスならバスをチャーターしてでもですね、退避すべきで、それまでは自宅の中で待機をしてくださいね、というような対応の説明をするなど、できるだけ住民の人が不安を持たないような形を作っていくべきだと思います。

それとさっき岡田会長が言われましたように、私のところも農林業が盛んな町です。ですから残った放射性物質はどうなるんだという心配がある。特産品特産品といって頑張ってもらっているのですけれども、それが汚染されたという事にでもなると、やはり相当買ってもらえない状況になります。

ですから、そういったことも含めて、もう少し住民に分かりやすい資料と言いますか、住民サイドに説明のしやすいマニュアルとみたいなものが、作っていただけると大変ありがたいと思っております。

#### ○井口座長

分かりました。ありがとうございます。専門部会の意見の中で、UPZというこの言葉に引っかけ書いてあるのですが、よくよく見ると暫定的でもと書いてありますね。だから基本的に

は私の意見は専門部会の意見として最初の部分だけではよいのではないかと。つまり、研究開発段階炉での、いわゆるもんじゅ、ふげんの原子力災害対策重点区域の範囲について、早期に検討すべきであるというぐらいで止めるのはどうかということなのではけれども、よく見ると、検討の間について暫定的でもUPZの対象とするとなっていますので、暫定という言葉が入っているからよいような気がしてきました。

○大脇原子力防災室長

まさにそういう意味です。

○安田委員

そうですか。私もこのところはちょっと違うなと思ったのですが、今回のシビアな事故というのはメルtdownによる水素爆発ですね。もんじゅやふげんにおいても起こる可能性があるんだろと思ってたんですが、もんじゅやふげんではメルtdownとかそういうことが起こり得ないということですか。

○井口座長

少なくともふげんでは絶対ありえないと思います。だって運転もしていないのですから。ただ、もんじゅの方についてはもし再稼働をした時に、そういう可能性はもちろんあると思うのですが、それでもいわゆる普通の商用炉ですね、それから言うと規模が二回りぐらい小さいので、今回の福島のような影響というのは考えにくいと思ってしまうということですね。ただ安心という観点からいきますと、一般人の方はそういうことを思われているということであれば、取り下げましょうか。暫定的というところで検討によってはそれを外すということですので、それによしということにしましょう。ちょっとすいません、余分なことを言ったかもしれません。

他に何かご意見ございませんでしょうか。それでは今のご意見でいきますと、まずはUPZについては30kmという限定的ではなくて、国土、日本の国に合わせた条件で検討すべきだということと、それからOILという考え方があるのですが、実測に基づくという概念ですが、そうでない場合、実測に基づかないような場合についても考慮しておかないといけないというコメント。それから屋内退避等について、プルーム回避についてはSPEEDIの有効活用ということがあるので、それと同時に空間線量率ではなくて、大気中の放射能濃度を測定して、プルームのありなしの区別を考えるべきだと、そういうコメントを返していただければというふうに思います。そんなところでよろしかったでしょうか。何か付け加えることがございますでしょうか。

ありがとうございました。それでは次の議題に移らせていただいてよろしかったでしょうか。それでは3つめの議題でございます。原子力施設の安全性の確保、並びに原子力防災対策の充実・強化に関する意見ということで、配付してあります資料について事務局の方からご説明いただきたいと思っております。よろしくおねがいします。



## <原子力施設の安全性の確保、並びに原子力防災対策の充実・強化に関する意見について>

○大脇原子力防災室長

資料6になりますけれども、原子力施設の安全性の確保、並びに原子力防災対策の充実・強化に関する意見案についてご説明します。あと、先ほどお話ししましたけれども、指針を受けまして県の地域防災計画の見直しを行う訳ですが、揖斐川町さんについても防災計画の策定が必要になりますけれども、その期間というのが今年度の3月中ということで、決められておりました、時間がないということでございます。資料6の説明に入らせていただきます。

これにつきましては、原子力規制委員会が発足し、原災法が施行され、また岐阜県がシミュレーション結果を出しましたと、こういったことを踏まえまして座長さんと相談させていただきまして、事務局の方で作成させていただいたものがございます。事務局案を基に専門部会としての意見を整理させていただきたいというふうに考えております。

まず1ページでございますけれども、原子力施設の安全性の確保という項目でございますが、一番といたしまして、福島第一原発事故の徹底的な検証ということで、政府、国会及び民間の事故調査・検証委員会等の検証において未解明部分とされた地震動による原子炉等の設備への影響、高経年化による影響などについて、更に徹底的な検証を行うべきということでございますけれども、点線内でございますように、各事故調の最終報告書が出されましたが、まだ未解明部分があるということで、更なる検証が求められております。それを踏まえましてこういった項目を起こしてございます。

ページをめくっていただきまして、2番の安全基準の策定と厳格な審査ということで、事故の検証結果を踏まえるとともに、諸外国の先進的な考え方を取り入れた、科学的知見に基づく安全基準を速やかに策定し、これにより透明性のある厳格な審査を行うべきであるということでございますけれども、今、原子力規制委員会では、新しい安全基準の作成につきましては、来年3月までに骨子を示して7月中に策定すると、というような報道がされております。点線の枠囲みでございますように、政府、国会事故調での最終報告でもこういった国際基準の導入ということを行うたっております。それを踏まえまして、こういった書きぶりしております。

3番でございますけれども、原発敷地内及び周辺の活断層・破砕帯調査の速やかな実施ということでございまして、全ての原発について、その敷地内及び周辺の活断層・破砕帯に関し、これらが連動して動く可能性も含めた調査を速やかに実施するとともに、その調査過程・調査結果を国民全体に明らかにするべきであるということ、下にございますように、岐阜県の近隣の原発の中でもこういった美浜、大飯、敦賀、もんじゅ、志賀が対象とされております。11月2日現地調査をすることが決定してございまして、関係各界から推薦を受けた、過去に原発の安全審査に関係していない専門家を選定していると聞いております。県民の方からもこれに関しまして意見が寄せられてございまして、第三者によるF6破砕帯の調査を国と関電に求めてほしいと、透明性のある調査が行われ、調査とその結果が信頼されるために第三者が実施するよう働きかけていただきたいといったご意見が寄せられております。

次のページでございますけれども、シビアアクシデント対策の速やかな実施ということでございます。シビアアクシデントが発生した場合において被害の拡大が防止できるように、フィルタ

付きベントの設置やサイト内事故指揮所となる免震事務棟の整備を速やかに進めていくと。

それからストレステスト2次評価でございますけれども、これはシビアアクシデントの影響を緩和する対策も評価するとされておりまして、これ非常に重要なものであるということで、今後規制委員会の方で策定されます、安全基準にストレステスト2次評価の項目というものを盛り込んでいただくとともに、現在、現に動いている原発については、ストレステスト2次評価、これは旧の保安院の時に示された方針の中でございましたけれども、どこもやってないということですが、動いているものについてはやっていただいているかどうかということでございます。あとこのシビアアクシデントの中で、フィルタ付きベントと免震事務棟というものがあまして、この中にこの関係で何をやるかということでございますけれども、30の対策ということで、抜粋しておりますけれども、対策6の中で、浸水対策の強化ということで、これは防潮堤を含みますけれども、防潮堤、防波壁につきまして、事業者の進捗状況をみますと、破碎帯調査等の干渉があるところを除きまして、設置工事に着手しているということでこれは順調に進んでいると聞いております。ただしこのベントでありますとか、免震事務棟につきましては、まだ制作に向けた詳細設計中でありますとか、まだ仕様が確定したところで、準備中ということですので、特にこの2つについて要望、意見を言ってきたというふうに考えております。

ページをめくっていただいて、原子力防災対策の充実・強化という項目になります。この項目になりますと、先ほどの原子力災害対策指針に対する意見と、かなりのところ重複してきておりますので、そこの部分は割愛していただく形で、説明させていただきたいと思っております。

5番としまして、科学的な根拠に基づくUPZの範囲設定ということで、UPZの目安距離につきまして、先ほど指針のところでも申し上げた意見で、科学的なシミュレーションに基づきまして、弾力的な運用を行うべきということをおっしゃっております。それに加えまして2つめのポツでございますけれども、全ての原子力施設についてSPEEDI等による周辺地形や気象条件を考慮した放射性物質拡散想定を速やかに行い、その結果を公表して、地方自治体の原子力防災対策の充実・強化に資するようすべしということで、本県のシミュレーションは、こういった地形・気象を考慮したということでございますけれども、そういったものをすべての原発の方で行っていかないと、UPZの設定はできないのではないかと意見をしております。

それから6番の原子力災害対策重点区域におけるPPA、これにつきましても先ほどの指針と同様でございます。そういった地域について早く検討して重点区域に加えてほしいということをおっしゃっております。

ページが変わりまして、7番の研究開発段階炉の件でございますけれども、これも先ほど指針のところでも触れた内容でございます。

次に8番のSPEEDIの計算結果、予測情報の活用でございますけれども、これも活用につきましては先ほど指針の中で触れましたが、前の専門部会でも議論いたしましたように、事故調によって見解が分かれているところがございますけれども、その活用について検討いただきたい。もう一点でございますけれども、これは指針になかったことではございますが、SPEEDIにつきまして、より広域での計算を可能とするシステムに改善してほしいということではございます。現在、SPEEDIの計算範囲は若干狭くて、本県の最寄りの原発でいきますと、その表示範囲に西濃地域の一部分しかかかっていないということで、より広い地域で計算ができるように

していただきたいということを意見としております。

めくっていただきまして9番でございますけれども、地域防災計画の策定に必要な基準、具体的な防護策について明示してほしいと、これは先ほど指針の中で申し上げたことをまとめてございます。

#### ○井口座長

ありがとうございました。只今ご説明いただきました、資料6について、まずご質問等ありましたらお願いいたします。今回資料6については、原子力規制委員会が発足しまして、冒頭で話したように原子力災害対策特別措置法が施行されたということとか、岐阜県が放射性物質拡散シミュレーションを行ったこと、それらの結果を踏まえて、これまでの国と県の動きに基づいて、専門部会として意見を整理しましょうと、そういう内容でございます。特にご説明に対してご質問なければ、この内容の各項目等についてご意見はございませんでしょうか。

例えば、1番の事故の徹底的な検証についてはまだ現在進行中で、カメラ等が炉内に入って、前よりは情報がたくさん来ておりますけれども、未だに穴の開いている場所は分からないと、そういう状況でございます。

また2つ目の安全基準の策定と厳格な審査ということでございますけれども、これはいかがでしょうか。さっきの話ですと、諸外国の先進的な技術を取り上げるということですが、やっぱりわが国独自の条件を加味したような、基準の策定と審査がいるのではないかと、そういうこともここに盛り込んだらどうかという気も致しますがいかがでしょうか。今のままで、IAEAでやっているのだから、日本でもこれやるんだというそんな論調の安全基準が策定されていきそうな雰囲気ではありますが、少しそれにはものを申した方がいいのではないかと感じます。

あと3番、これは現在、実際の原因について、活断層や破砕帯の調査が進んでいるところですが、ご意見をいただきましたように、いわゆるダブルチェック、あるいはセカンドオピニオンを求めるような、そんなこともあった方がより安心するのではないかと思います。今回の専門家の集団が従来と違う専門家がやりますので、その部分でダブルチェックがかかっているような気がしますが、実際に調査する団体等についても違う方法とか、異なる企業がチェックするというのがあってもよいと思います。時間との兼ね合いもあるかと思いますが、そういう少し客観性を3番に追記しても良いかと思います。

4番ですが、シビアアクシデント対策の速やかな実施ということですが、事務局の方にお伺いしますが、ストレステスト2次評価はやると言っておりましたか。これは新しい基準が出来ますので、全てご破算にするという話を聞いた気がするのですが。

#### ○大脇原子力防災室長

新聞報道ですが、ご破算にするというか新しい指針に盛り込んでいくと、今の規制委員会としてはやらないといえますか、審査しないと聞いております。ここは例えば事業者が自主的にやるということになるのかなと、そういうことも含めて安全基準に盛り込んでいただきたいという意味で書いてございます。

○井口座長

そうしますと、これは少し国がやるべきというニュアンスになっておりますので、状況を踏まえて文言を修正した方がよろしいのではないかと。状況を当然知っているわけですので、それを加味したようなコメントに直した方がいいのではないかという気がいたします。自主的なストレステスト2次評価を実施せよとか、そういった感じですね。国と整合性を確認するというふうに、国の動きと併せてコメントを修正されてはいかがかと思えます。

○安田委員

最初の議題のところに戻りますが、座長はここのところ諸外国の先進的な考え方だけでなく、わが国の進んだものも入れるべきではということですが、私も賛成でして、日本の場合権威主義的なところがあって、科学の世界においてもヒエラルキー的な行動があるので、それに囚われない、いい意味での外圧が必要と思っておりますが、わが国にも進んだところがありますから、ここのところは「わが国のみならず、諸外国の先進的な考え方を入れた科学的…」にした方が良いと思えます。今回の原発事故を踏まえての大きな反省は、東京電力という絶対的なものがあって、それがいろんなものに影響を及ぼしたということがあります。しかし、だからといって日本の優れたものを無視することはないというふうに思えます。

○井口座長

ありがとうございます。他にご意見ございますでしょうか。4ページ目で、5番はまさに先ほど議論が出ておりました、UPZの範囲設定については、専門部会の一番の主張でございますので、これで強く言っていただきたいと思えます。

あと6番のPPAの設定については、これは新たに入ってきたのですかね。これは先ほど山澤先生が言われていた、例えば空気中の濃度を測るとか、そういう話も具体的にやった方がいいんですかね。あるいはOILというような実測だけではなくて、シミュレーション計算に基づく予測を含めたような格好で、PPAの設定を検討いただきたいと、そういうことをいえばよろしいのでしょうか。そういう意味ではこの文言通りで伝わっているのかもしれませんが。

7番はいかがでしょう。災害対策指針の見直しということでもあります。これは若干さっきの話と関わってくるのですけれども、暫定ということでこのままにしたいと思えます。

○安田委員

私どちらかというと、座長が言われたことの方が妥当かなと思うのですが、今回のものはあくまでメルトダウンとか、水素爆発、そういうシビアなものが前提ですね。そういう事故が起こり得ないということが、100%ははっきり分かっているのであれば、それは外してもいいのではないかと思います。もちろんふげんでも、非常に確率は低くてもあり得るのであれば、この文章は残すということになるかとは思いますが、そこに一貫した整合性があるのではないですか。片方では科学的根拠ということを一貫して言っているわけですから、このあたりの整理があるなと思えます。暫定的ということで、上段の表現はいいと思うのです。1%でも確率が低くても起こり得るのであれば検討する必要があると思えます。下の方のUPZというのはかなり限定され

ていますね、この意見書は岐阜県として出すわけですよ、福井県が出すのであればまだわかるんですけどね、岐阜県にUPZの範囲が及び得るのかですね。ふげん、もんじゅに関しては、もうちょっと検討して出す必要があるなと思います。その方が独自にしっかり検討した意見になりますね。国の意見が出たからそれを受けて、意見書まとめたというのではなく、県独自の検討による結果ですから。

#### ○井口座長

ありがとうございます。やっぱり7番の最初の文言はこのままでいいかと思うのですが、UPZという時に原子力規制委員会でも出した、立地県として狭い範囲、例えば核テロのこともありますよね、人為的な方法で施設が破壊された場合、確かに影響あるのですけれども、今回の福島のような運転をふげんでは行いませんし、もんじゅの場合も核暴走はあり得るのですけれども、どうなんですかね。ああいう水素爆発は起こり得ますかね。起こり得ないですよ。ナトリウム冷却なので別の問題が起こり得るかも分かりませんが。そういう意味ではですね、また以下の文言で、検討の間については、暫定的であっても、実用発電用原子炉と同様の安全対策をとってほしいという箇所について、UPZという用語をとっていただく方がよろしいかというふうには思っているところではあります。なので、それらが問題ではないかと検討することは当然であると思いますが、その場合に、実用発電用原子炉と同格というような扱いは、少し言い過ぎではないかというのが先ほどからの印象なので、そういう検討の間は暫定的に十分な安全対策を施していただきたいというような感じでいかがかと思います。もしこだわりがないのであれば。

#### ○宗宮委員

ただ住民の立場でいいますと、「ふげん」でも「もんじゅ」でも同じ原発という意識がありますので、その部分を具体的に明記いただければと思います。

#### ○井口座長

安全については必ず検討すると、なおかつ暫定的な検討の間も安全を確保すべきだということなのですが、それを実用発電炉と同じようにしろというのは言い過ぎなので、少しトーンダウンしたような言い回しにすることでよろしいですかね。その方が全体の意見の流れとして妥当というか、いわゆるUPZについて、前の方で述べたシミュレーション計算等に基づいて論理的に設定すべきという意見に対して、この部分の主張が不合理になってしまうのではないかと危惧します。もんじゅ、ふげんの事故に対する安全対策要求も、その規模に応じた妥当な考え方で言っていただいた方が、全体として筋が通るのではないかと思う次第です。もし専門部会で特に強いご意見がなければ、2番目についてはもう少し妥当な言い回しに見直していただくことをお願いできればと思います。

#### ○若宮危機管理統括監

分かりました。事務局の方で検討させていただきます。

○井口座長

よろしく申し上げます。8番のSPEED Iについてはどうでしょうか。これは当然ですよ。これは特にこのままでよいかと思えます。

次のページの9番はいかがでしょう。これも特に追加すべき事項がございますでしょうか。書いてあることはそのとおりだと思いますけれども。

○安田委員

原子力施設等で想定される事故の想定根拠は具体的に示す必要があるのでは。これは非常に重い話ですから安易に想定する話じゃありませんので、どういう状況でこういうシビアなものが起こり得るのか、それが明確であれば先ほどのもんじゅとかふげんですね、それと商業用原子炉の違いとか、事故の規模とか、そういうものも合わせて明確にできるのでは。そうすれば、一般の方にもどういう状況で最もシビアなことが起こるのかとか、それからどの発電所であればどのレベルなのかとか、それらのところがはっきりしてくると思うんですね。

○井口座長

では、根拠を含めたという文言を具体的の前に入れていただくということをお願いしたいと思います。後よろしいですかね。3番目で先ほどのOILの考え方について議論がありましたけれども、必ずしも実測に基づかないというか、予測に基づいた基準についても検討すべきだということも、入れておいた方がよろしいのではないかという気がいたしますけれども。

あと緊急時モニタリングには、放射能濃度についても入っていますよね。ここに濃度測定が入ってくるということでよろしいのですかね。では今言った2点ぐらいを追加修正していただくということをお願いしたいと思います。ということで、ざっと資料6については9つの意見について確認いたしました。全体を通して何か意見がございますでしょうか。さらに追加すべき内容等ございましたらお願いいたします。

それではですね、本日いただきました意見につきましては細部の文言修正等を含めまして、どのような形で部会の意見として反映するかについては、私に一任していただいでよろしいでしょうか。その後皆様にお配りして、メール等で確認いただくというふうにしたいと思います。特にご異論ないようでしたら、事務局と調整しまして、あとでお知らせしたいと思います。

ちょっと予定の時間が来てしまっているのですが、あと2つ最後の議題がございます、簡単に少し語りしたいと思います。議題の4番でして、2つございます。一つは岐阜県の防災対策推進会議での検討課題等ということでございまして、資料7があります。もう一つが資料8ということで、再稼働をめぐる原子力規制委員会の役割についてということで、この2つにつきまして事務局の方からご説明いただけますでしょうか。これ同時でやっていただくということでもよろしくお願いたします。

## <その他>

○大脇原子力防災室長

資料の7の方から説明させていただきます。岐阜県防災対策推進会議の検討課題等ということ

でございますけれども、岐阜県の方では10月18日に第1回会議を開催して、発足したものでございますが、近い将来懸念されている南海トラフの大地震でございますとか、近県の原子力事業所における原子力災害対策等、これらの災害等を想定した場合における課題を共有するとともに、実効性のある横断的な防災対策を推進するために、防災対策の重要事項について総合調整等を行う組織として、これは県の中の話でございますけれども、そういった組織を設置しました。これがこの防災対策推進会議でございます。知事を会長としまして、副知事、各部局長等をメンバーとしているということで、当面の課題といたしまして、ここにあります3つ、防災情報通信システムの見直し、緊急輸送道路の見直し、原子力防災対策についてでございます。

これにつきまして10月18日に第1回、今後、11月下旬に第2回、1月下旬に第3回会議を設定しまして、その前に特に第2回目の前であれば、そのしかるべき時期に、専門部会を開くのか、ご意見をどういう形で伺うのかまだ分かりませんが、皆様にご意見を伺えればと考えております。そういう中で原子力防災対策の検討課題についてですけれども、こういった内容か申しますと、9月の規制委員会設置に伴いまして、地域防災計画の見直しに当たって、具体的な課題について総合調整を行っていくということで、防災計画の策定の中には資機材の整備でありますとか、原子力防災訓練でありますとか、こういったものも含まれております。見ていただきますと、検討課題と具体的課題といたしまして、こういったことをアドバイスいただけないかということをもとめてございます。UPZの範囲設定でございましたら、それに当たって考慮すべき事項でありますとか、シミュレーションを行っていくといったこと、モニタリングでございましたら、どんなところで測定するのがいいのか、あと災害の規模・態様・条件等につきまして、こういったモニタリングをすべきか。

それから安定ヨウ素剤でございますけれども、これもこういった放射性物質の濃度が一定以上となる蓋然性が高い地域を行政備蓄の対象としてよいかとか、シミュレーションをどう踏まえていくのか、国の服用指示がない場合にこういった形で、県で服用指示を出していくのか、その基準についてどうなのか。それから避難計画でございますけれども、これも同様に災害の規模・態様・気象条件に応じた避難の指示、方向の判断の仕方でございます。スクリーニングにつきましても同様にそういった条件でどのように行うべきなのか、そういったことについてご助言いただければと考えております。

それからもう一枚のペーパーですけれども、資料8、再稼働をめぐる原子力規制委員会の役割についてということで、最近報道でも盛んに再稼働の判断につきまして、原子力規制委員会と政府でやりとりがございまして、どちらが最後説明するのかというところが議論となっております。現行法制度でございますけれども、そもそも再稼働とは何かということ、これは原子炉の運転停止を伴う法定の定期検査というものでございますけれども、その定期検査の時に「安全上の技術基準に適合する」と確認された後に、「通常運転」を再開すると、これが現行制度でいう再稼働でございます。

最近のいろんな方の発言を見ていると、野田総理ですと、再稼働するかは、安全な基準を作った中で、これは規制委員会が主導的な役割が果たすと。規制委員長さんでございますけれども、安全の判断はするけれども、実際そこで地元の了解を得て動かすのかということについては、私共の責任ではないと。再稼働について地元了解を求めるとか、事業者の経営状態を斟酌するとか、

そういうことは範囲外であるとおっしゃっております。

また下の2つめのポツでございますけれども、2030年代に原発稼働ゼロを可能とするようあらゆる政策資源を投入する。その過程において、安全性が確認された原発はこれを重要電源として活用すると、これが基本的な政府の方針。この方針は政府が説明すると。しかしその下ですけれども、現時点で閣僚会議等を開催することは考えていないと。

3ページに行きまして、枝野大臣でございますけれども、規制委員会が再稼働について、安全だと認めた原発については、それ以上の特段の行政の手続きなく、再稼働できるということかという質問に対して、元々そういう制度であると。最終的に手続き上は規制委員会が検査済証を出すので、定期検査による運転停止という過程は法的に完結するという。地元の合意については、一番最後の段階は地元自治体が再稼働に同意するという所だと考える。総理が安全宣言をしなければ再稼働できない状況になった時は、という質問に対して、行政府の長としては、今のような会議で決定されました安全確認されたものは重要電源として活用するというは申し上げると。その仕組みの下で規制委員会が安全性を判断しましたのでご理解くださいと、これは言えると。安全性に関しては規制委員会が判断しましたと言うことしかできないと。

次のページの論点でございますけれども、まず(1)で、再稼働に当たって考慮すべき点について、安全上の技術基準に適合していることのみで足りるのか。それ以外に再稼働の是非を判断する上で考慮すべき事項はあるのか。地元同意をどう取るのかということがございまして、それに対しまして、現行法制度上、「技術基準」に適合しているかどうかの安全確認以外に明確な規定はないので、他の理由をもって再稼働を認めないことは、困難ではないか。

2つ目としまして、仮に原子力発電所の再稼働について満たすべき要件を付加するのであれば、電気事業者の権利利益を制限するものとなることから、具体的かつ明確にその要件を法定するのが適当ではないか。

3つ目としまして、再稼働に当たって、電力事業者との間の安全協定に基づく地元同意は法的要件とされておらず、原子力発電所の安全性等について、誰がどのように地元の説明するかについては明確になっていないということで、地元同意なくして再稼働することは困難であると思われませんが、具体的な仕組みをどうすべきかということ。

(2)ですけれども、再稼働の是非の最終的判断を行うのは、政府、原子力規制委員会のどちらが行うべきなのかということでございますけれども、1番として、規制委員会は独立性の高いいわゆる「3条委員会」であるが、現行法制度上明確に与えられた安全性の審査等の権限を超えて、原子力発電所の再稼働の是非を判断することは困難ではないか。2番として再稼働にあたって原子力規制委員会が責任をもって判断すべき安全基準の策定、審査等以外に国の他の機関が判断すべき事項があるのであれば、新たな権限を付与する立法措置を講ずる必要があると。以上でございます。

○井口座長

ありがとうございました。2つの議題が上がっておりますけれども、最初の方につきましては、防災対策の重要事項に関わる総合調整を行う県の組織でございます。これ非常に重要かと思えます。この中で、原子力防災対策、先ほど資料7の当面の課題で原子力防災対策が挙がっておりま



して、今後の地域防災計画の見直しをこの会議の中で検討されると伺っております。裏に具体的に専門部会に意見を求めたい事項というのが挙がっておりまして、今日回答するということが無理なので、とりあえずこういう要望がこの専門部会に投げかけられているということをまず、ご確認いただきたいと思います。さらにこういう意見を求められているところで、検討すべき課題や詰めていくべき論点について簡単にご意見いただきたいと思いますが、まずは資料7についてご意見等ございませんでしょうか。

#### ○山澤委員

簡単に、別紙のモニタリング体制の部分ですけれども、モニタリングに応じて機器の配置という課題がありますけれども、防災指針にどう書かれるかによるんだと思います。国との役割分担が非常に大きな問題だと思うんですね。あるいは、国と県、県と市町村、その部分を明確にしないといけない。そこを検討課題にしてほしい。

#### ○井口座長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。どれも結構重たい課題と言いますか、これをやるには少し時間が欲しいというところですね。追加すべきところございますかね。例えば安定ヨウ素剤については、お医者さんのご意見を伺いたいなという気もするので、例えば40歳で切っているということなわけですけれども、その年齢でいいのかというところは備蓄すべきヨウ素剤の量などにも反映されると思うので、そういう意見も伺いたいなと思います。

#### ○大脇原子力防災室長

アドバイザーの方でそういった方面の方がいらっしゃいますので、意見を聞きたいと思います。

#### ○井口座長

そういう意味では、意見を求められておりますけれども、逆に言うと自分の分野外ということであれば、こういう方に意見を聞いて下さいと、そういうことでもよろしいかと思えます。

よろしいでしょうか。では、資料の8に移りたいと思います。再稼働をめぐる原子力規制委員会の役割についてということで、これは上から目線のような意見伺いになっているのですけれども、この内容について何かご質問等ございませんでしょうか。後ろのページにも論点が整理されています。基本的には規制委員会と政府のいろんな意見のやり取りを見ていると、規制委員会では技術論しかやりませんよと、それは妥当だと私は思っているのですが、それに対して実際再稼働は誰が判断するんだということは、確かに不明確になっている感があります。これについては、どのようにしましょうか。論点について何かございますか。

#### ○安田委員

先ほどの岐阜県の検討は非常に先進的であると思います。私は、エネルギーというものは国が基本的に責任をもって確保するものであって、その中で日本という工業国において現在ある原発を使わざるを得ないとすると、実際の操業は企業がやるにしても政府の責任で対応するものであ

ると思います。それが今回の事故で明確になったわけです。企業では責任を持っていないのですから。だから日本の国のエネルギーをどういう形で確保していくのか、その基本方針を出して、それで国の責任の下で原発を稼働するというのであればですね、万が一にも事故を起こしてはいけないのですから、福島事故の総点検を徹底的に行って安全に万全を期す。それでも事故は、起こり得ますから、その時のための被害最小化策があり、それゆえに国の責任でUPZの範囲設定にどのようなものがあるかということについて、UPZの範囲設定は岐阜県限らずにいろんな県で必要ですから、国がまず基本的なものをしっかり作って、そしてさらに細かいことは地方に任せて加えてくださいということだと思います。再稼働のレベルでさえこの状態で、あきれています。それだけです。岐阜県は国が頼りにならないからこういうことをやるのですよね。本来なら国がやるべきことなのですよ。それに対して岐阜県の意見を添えるという形が本来です。求められたことに対して意見になっていませんが、何度も言っていることです。

○井口座長

国としてまだ役割を果たしていないということですか。

○安田委員

基本計画が出来てないですね。原発には大変な危険があっても日本のエネルギー安全保障の観点から技術を進化させて向かっていくのか。日本の国土条件では無理だからあきらめて止めていくのか。その点をはっきりさせる必要がある。前提が定まってないですね。そりゃ危険なものは皆やりたくないのは当たり前ですよ。ごみ処理だって家の近くでやられたくないという。日本の国というのは一体どうやって世界の競争の中で生きていくのか、それが不明瞭ですね。

○井口座長

ありがとうございます。他にご意見ございませんでしょうか。それでは資料8につきましては、議論するまでもないという感じがするのですが、基本的には規制委員会の技術者、研究者の立場としては安全基準、安全技術だけに特化するの個人的に当然、妥当と思います。最終的な判断は責任が取れる人でないといけませんので、行政の長ではないかな、担当の省庁ではないかなというのが、普通の考え方なのですよね。ただ、やり方については不透明なところが大飯の場合は多々あったので、そこにルールを作るという、まさに知事さんの考え方を申し上げたらよろしいんだというふうに思います。

○安田委員

100%賛成はありえないのですけれども、国民に対して向かい合わないといかんですよ。総理官邸の前でデモにもですね、首相にまず日本国に対する信念があって正面から向かい合う、単に聞くだけですからそれが全く抜けています。

○井口座長

ありがとうございます。他に何かご意見等ございますでしょうか。最後2つについては時間が

足りなくて少し中途半端になっておりますけれども、今日はこんなところでよろしいですかね。特に資料7については、これから11月に第2回が開催されるということで、その前に意見を求められるということです。なので、もしよろしければ裏のところの意見を求めたい事項につきまして、もう少し具体的なコメントがございましたら事務局の方にお返しただけいたらありがたいと思います。

よろしいですかね。何か全体を通してご意見、ご発言ありますでしょうか。特にないようでしたら、本日いただきました意見につきましては、今までと同様に事務局の方で整理していただきまして、議事録として皆様にご確認いただきたいと思います。

また今後、原子力災害対策指針等がより具体化して確定されると、国において原発の安全性とか防災対策の話が進みますので、そのような状況も踏まえて次回の専門部会の開催を事務局と相談して決めていきたいと思います。またその間、事務局の方では情報収集を行っていただきますようよろしくお願いいたします。何か委員の先生方からご意見等ございませんでしょうか。特にないようでしたらこの司会を事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### ○大脇原子力防災室長

以上をもちまして、平成24年度第6回原子力分科会専門部会を終了いたします。長時間熱心にご議論いただきまして、誠にありがとうございました。気を付けてお帰り下さい。